

佐世保市公共施設等総合管理計画

～持続可能な公共施設・インフラの管理に関する基本的な考え方～

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂

令和 7 年 3 月 更新（時点修正）

<目次>

○はじめに	p01
○計画策定の目的	p01
○計画の位置付け	p02
○計画期間	p02
○計画の対象範囲	p03
○計画の対象施設	p03
○公共施設等の状況と見通し	p04
(1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績	
①施設保有量とその推移、老朽化の状況	
②有形固定資産減価償却率の推移	
③過去に行った対策の実績	
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	
(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等	
①過去の実績	
②単純更新経費の見込み	
③長寿命化経費の見込み	
④単純更新から長寿命化へシフトすることによる削減効果	
⑤長寿命化に要する経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等	
○公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	p14
(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間	
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
(3) 現状や課題に関する基本認識	
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
①統合や廃止の推進方針	
②点検・診断等の実施方針	
③維持管理・更新等の実施方針	
④安全確保の実施方針	
⑤耐震化の実施方針	
⑥長寿命化の実施方針	
⑦ユニバーサルデザイン化の実施方針	
⑧脱炭素化の推進方針	
⑨PDCA サイクルの推進方針	
⑩総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	
○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	p17
個別施設計画の概要資料	

はじめに

本市では、高度経済成長など右肩上がりの社会経済情勢を背景として、多様化する住民ニーズに対応するために、多くの公共施設の整備を行ってきました。インフラについても同様に、道路や公園、港湾・漁港、上下水道など多くの施設を整備しています。

現在では、これらの公共施設の老朽化が進行し、今後、次々と更新の時期を迎えます。

一方、我が国の社会状況は、人口減少及び少子高齢化の進行など大きく変化しています。本市においては、人口減少と進行する少子高齢化を背景に、財政面で今後厳しい状況が続くことが想定されるなど、社会経済の転換期を迎えています。

それらを更新するには莫大な経費が見込まれますが、財政面で厳しい状況が続くことが想定され、老朽化するすべての公共施設・インフラを現状のまま維持・更新していくことは、困難となることが想定されます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成 25 年 6 月に閣議決定され、その中で、「経済再生と財政健全化の両立」として、「21 世紀型の社会資本整備に向けて」の基本的考え方として「選択と集中の徹底実行へ」、「新しく造ることから賢く使うことへ」、「民間能力の活用等による効率的な社会資本整備」が示され、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

平成 26 年 4 月には、国から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、インフラを含む全ての公共施設等を対象とした「公共施設等総合管理計画」の策定について地方自治体向けに要請されています。そこで、「佐世保市施設白書」、「佐世保市資産活用基本方針」を踏まえ、中長期視点のもと公共施設やインフラの将来のあり方について、基本的な考え方をまとめた「佐世保市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成 29 年 3 月（平成 28 年度）に策定しました。

計画策定の目的

将来的な公共施設等の維持管理の課題に対応していくためには、公共施設等の現状や課題を調査・分析し、施設全体の状況を把握した上で、経営的な視点をもって資産を管理・利活用することが必要になります。

本計画は、次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを享受することができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すものです。

今後については、後段で示す総合管理計画の下位計画である「個別施設計画」（以下「個別計画」という。）の内容や、総務省が示す総合管理計画の策定指針の改訂状況等を踏まえるとともに、今後の人口動態や財政状況、施設を取り巻く環境を見極めながら、総合管理計画の不断の見直しを行うことします。

○令和 5 年度の見直しの内容

総務省の総合管理計画策定指針の改訂に基づく見直し

・令和 2 年度までに策定した個別計画の内容の反映

- ・長寿命化対策による効果額の明示
- ・「ユニバーサルデザイン化の推進方針」の追加
- ・「脱炭素化の推進方針」の追加

○令和 6 年度の更新（時点修正）の内容

- ・施設保有量、経費の見込み等の数値の時点修正
- ・個別計画概要への個別計画見直し内容の反映

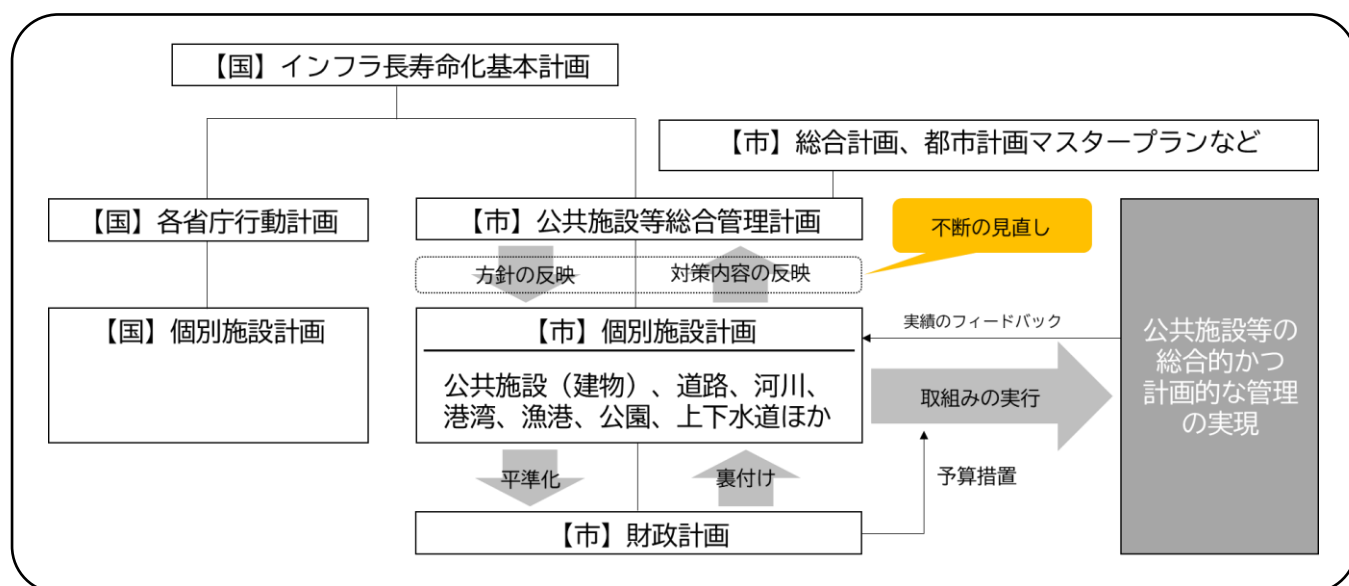
計画の位置付け

本市では、「佐世保市資産活用基本方針」の策定など、すでに公共施設の再編に係る検討を進めていますが、これらの各種方針・計画と整合した基本的な考え方をとりまとめたものを、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（基本計画）」の下位の行動計画となる「公共施設等総合管理計画」として位置付けています。

また、施設の公共性や収益性、特殊性等に応じて、施設総量の縮減および長寿命化を実現するための各種方針・計画を策定し、下位の個別施設計画を策定し、随時更新します。

なお、総合管理計画の運用にあたっては、実現可能性を高めるよう、将来の財政見通しとの整合を図り、その結果を個別計画に反映した上で、随時総合管理計画の見直しを図ることとします。

【計画の位置付け】



計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から令和 18 年度（2036 年度）までの 20 年間とします。

計画の対象範囲

総務省が定める指針において、計画の対象とする施設は、公共施設等全体とされていることから、本市が所有する全ての公共施設、インフラを「公共施設等」と位置付け、本計画の対象とします。

計画の対象施設

本計画では、全ての公共施設を対象とします。建物・インフラの種別ごとに将来の方向性を定めることとし、個別計画において将来の方向性を具体的に検討するものとします。

【インフラごとの施設保有量】

令和5年度末時点

区分	施設名	数量	単位	区分	施設名	数量	単位
建物	公共建築物	878	施設	インフラ	河川	761	河川
		1,288,179	m ²			468	km
	うち 公共施設（普通財産除く）	489	施設		うち 準用河川	23	河川
		772,196	m ²			18	km
	うち 市営住宅	80	施設		うち 普通河川	738	河川
		5,275	戸			450	km
		364,356	m ²		うち 準用河川（暗渠）	2	河川
	うち 環境施設（ごみ処理施設等）	11	施設			0	km
		47,607	m ²		うち 普通河川（暗渠）	52	河川
	うち 衛生施設（斎場）	5	施設			10	km
		5,933	m ²		うち 樋門	5	施設
	うち 市場	5	施設		うち ポンプ施設	4	施設
		71,305	m ²		砂防（急傾斜施設）	115	地区
	うち 水族館	1	施設		公園	433	個所
		7,297	m ²			4,241,151	m ²
インフラ	市道	1,784,577	m		港湾	65,338	m
	うち 橋りょう（2m以上）	1,051	橋		係留施設	12,674	m
	うち トンネル	8	個所		外郭施設	52,664	m
	農林道	194,796	m		漁港	25,172	m
	うち 農道トンネル	1	個所		係留施設	8,481	m
	うち 農道橋	17	橋		外郭施設	16,691	m
	うち 林道橋	19	橋		水道	取水・配水施設等	599 施設
						管路延長（20mm以上）	2,110 km
					下水道	処理場、ポンプ施設等	15 施設
						管路延長	721 km
					漁業集落排水	処理場、ポンプ施設等	10 施設
						管路延長	7 km

公共施設等の状況と見通し

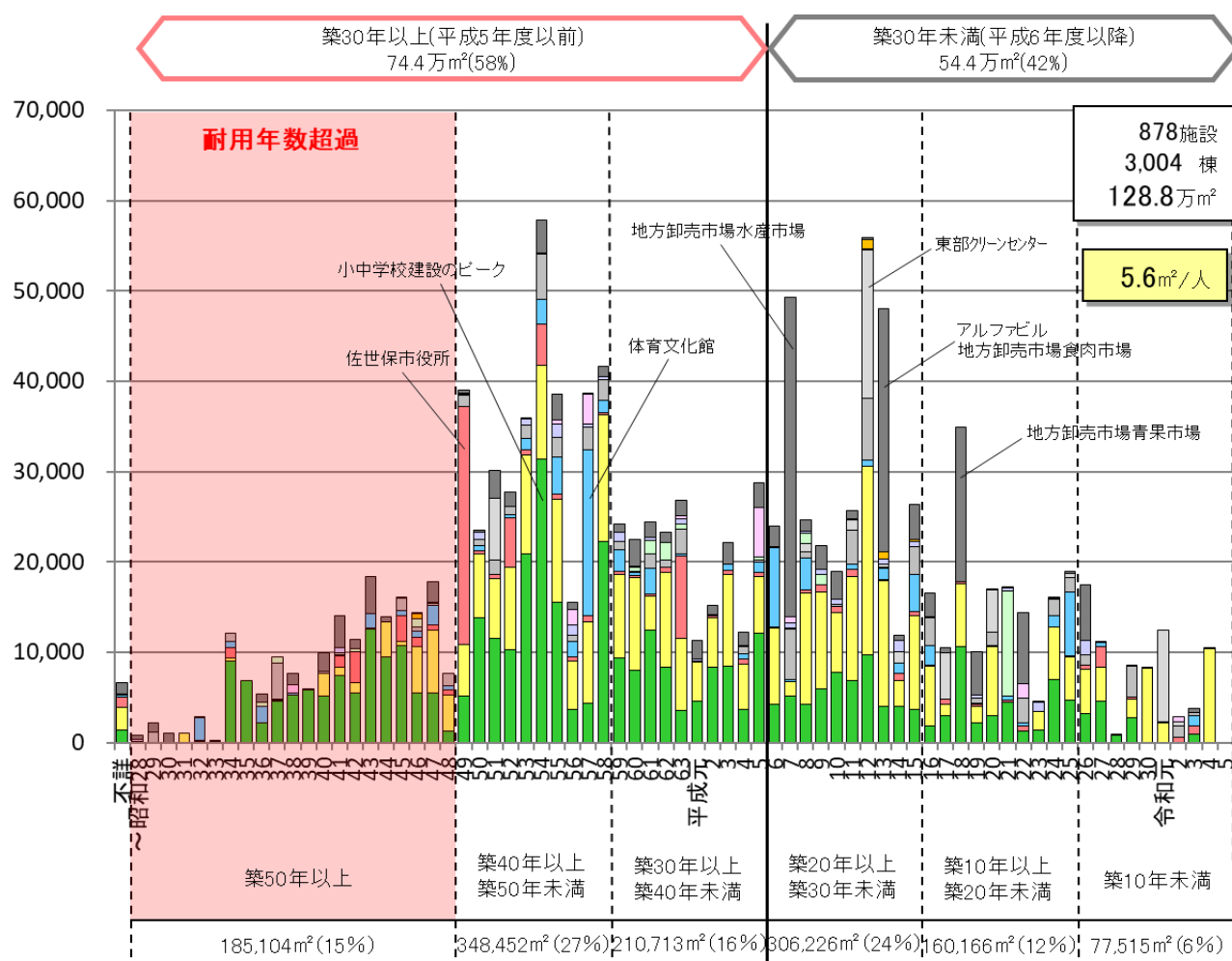
(1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績

①施設保有量とその推移、老朽化の状況

本市における公共施設のうち、建物の延床面積の58%は、建築後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。これらの施設は、今後一斉に更新時期を迎えることになり、多額の更新費用が必要になることが想定されます。

インフラについても、整備後の経過年数が長いものが多く、建物と同様、今後計画的な維持補修と更新が必要です。

【公共施設（建物）の整備状況】（令和5年度末時点）



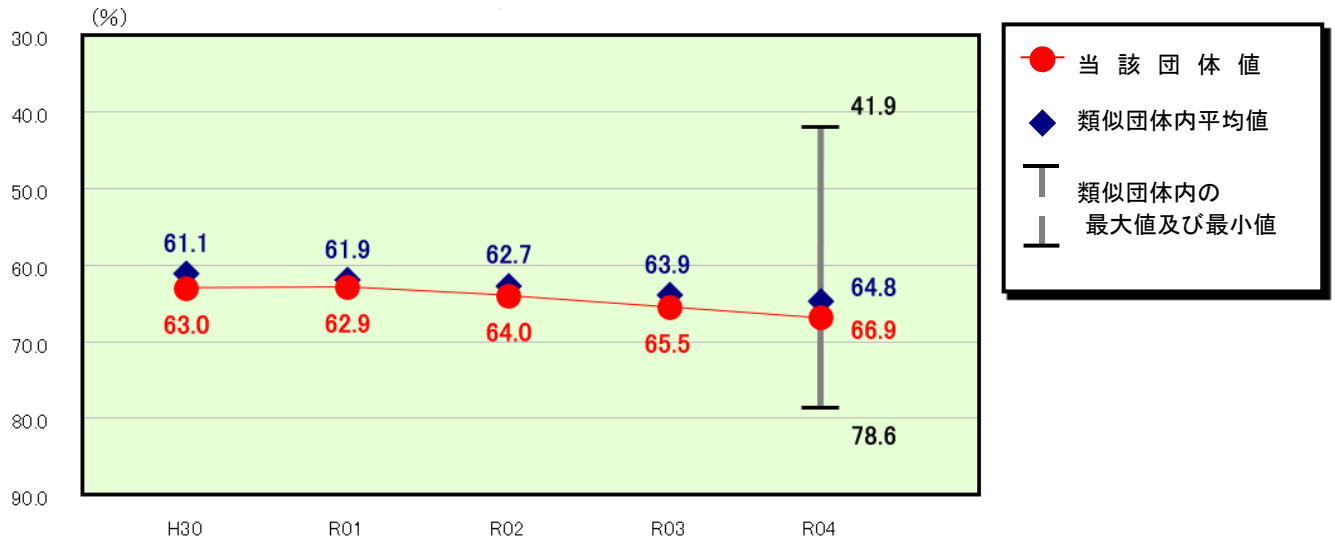
②有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、土地以外の償却資産（建物や工作物）の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を見ることで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

本市の令和4年度の有形固定資産減価償却率は66.9%となっており、前年度と比較すると増加していることから、全体として公共施設の老朽化が進行していることがわかります。

【計算式】減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額）

【有形固定資産減価償却率の推移】



※出典：長崎県ホームページ「令和4年度財政状況資料集（県内市町）」

③過去に行った対策の実績

これまで行ってきた公共施設の複合化や長寿命化の主なものについては、下記のとおりです。

なお、下記の取組みについては、佐世保市ホームページに掲載している「公共施設マネジメントレポート（広報させば折込みチラシ）」や「施設白書」において詳しく紹介していますので、ぜひパソコンやスマートフォン上で下記のリンクにアクセスの上ご覧ください。

○折込みチラシ <https://www.city.sasebo.lg.jp/zaimu/shikei/kouhousasebo.html>

○施設白書 <https://www.city.sasebo.lg.jp/zaimu/shikei/shisetsu.html>

【平成30年度】

○世知原支所・コミュニティセンターの複合化

世知原地区コミュニティセンターの機能を世知原支所の建物へ移転し、ひとつの建物に複合化した上で、従前の公民館は解体しました。

このことにより、支所とコミュニティセンター機能の延床面積を1,089.23㎡（29.3%）削減することができました。

<複合化前>

世知原支所：2,630.53㎡ 世知原地区コミュニティセンター：1,089.23㎡ 合計：3,719.76㎡

<複合化後>

世知原支所・コミュニティセンター：2,630.53㎡（△1,089.23㎡、△29.3%）

【令和2年度】

○宮支所・コミュニティセンターの長寿命化

建物の躯体部分（基礎・壁・柱等）をそのまま使用し、内部の設備機械を全面リニューアルすることで、

工事費を抑えつつも、新築と比較してもほとんど変わらない立派な建物に生まれ変わりました。

建替えた場合の想定工事費：約 3 億 7 千万円 長寿命化改修工事費：約 2 億 6 千万円

長寿命化改修による削減効果：約 1.1 億円削減（△29.7%）

○吉井支所・コミュニティセンターの複合化、縮小建替え

これまで別々に存在していた支所・コミュニティセンターを複合化することで、共有の部分が生まれ、更に現状に合わせて面積を縮小して建替えることで、建物の更新費用を抑制することができました。

また、今後の維持管理費を抑えることにもつながり、利用者にとってもワンストップサービスによるメリットが生まれました。

<複合化前>

吉井支所：1,359.59 m² 吉井地区コミュニティセンター：2,416.22 m² 合計：3,775.81 m²

<複合化（建替え）後>

吉井支所・コミュニティセンター：1,214.80 m²（△2,561.01 m²、△67.8%）

○鹿町支所・コミュニティセンターの複合化

鹿町支所の機能を鹿町地区コミュニティセンターの建物へ移転しました。このことにより、支所とコミュニティセンター機能の延床面積を 1,580.52 m²（45.4%）削減することができたことに加え、今後の維持管理費を抑えることにもつながり、利用者にとってもワンストップサービスによるメリットが生まれました。

<複合化前>

鹿町支所：1,580.52 m² 鹿町地区コミュニティセンター：1,902.12 m² 合計：3,482.64 m²

<複合化後>

鹿町支所・コミュニティセンター：1,902.12 m²（△1,580.52 m²、△45.4%）

【令和 3 年度】

○世知原小学校体育館・コミュニティセンター体育室の複合化、縮小建替え

世知原小学校体育館と旧世知原地区公民館体育室の各機能を統合の上、建替えました。

2 つの建物を複合化して建替えることで、今後の維持管理費や整備費用を抑えつつ、小学校体育館の老朽化に対応するとともに、バリアフリーへの対応が可能となりました。

<複合化前>

世知原小体育館：700 m² 世知原地区コミュニティセンター体育室：962.94 m² 合計：1,662.94 m²

<複合化（建替え）後>

世知原小体育館・コミュニティセンター講堂：1,294.20 m²（△368.74 m²、△22.2%）

○小佐々支所・コミュニティセンターの複合化

小佐々地区コミュニティセンター、太鼓の練習場として利用されていた伝習館及び地区の歴史を展示する郷土館の機能を小佐々支所の建物へ移転しました。このことにより、支所とコミュニティセンター機能の延床面積を 1,985.32 m²（33.1%）削減することができたことに加え、今後の維持管理費を抑えることにもつながり、利用者にとってもワンストップサービスによるメリットが生まれました。

<複合化前>

小佐々支所：4,015.57 m² 小佐々地区コミュニティセンター：1,467.32 m²

小佐々郷土館：352 m² 小佐々伝習館：166 m² 合計：6,000.89 m²

<複合化後>

小佐々支所・コミュニティセンター等：4,015.57 m²（△1,985.32 m²、△33.1%）

【令和 4 年度】

○江迎特別養護老人ホーム老福荘等の民営化

江迎特別養護老人ホーム老福荘、高齢者生活福祉センター（槇の木庵）、福祉センターいきいきを民営化しました。

江迎町にあるこの 3 施設は、市の施設として運営していましたが、平成 12 年度に介護保険制度が開始されたことなどにより、介護施設は民間の運営が一般的となってきたことから、令和 3 年度末をもって民間に譲渡することに伴い、保有面積や施設の更新・維持管理費を削減することができました。

<建物延床面積の削減> 7,861.01 ㎡

<維持管理費の削減> 約 676 万円/年

○日野小学校の長寿命化改修と建替え

日野小学校において、既存躯体を生かす長寿命化改修に加え、長寿命化改修ができない棟については建て替えを行うことで、学校建物の老朽化を解消するとともに、エレベーターや多目的トイレなどを新たに設置し、バリアフリーにも対応できる再整備を行いました。

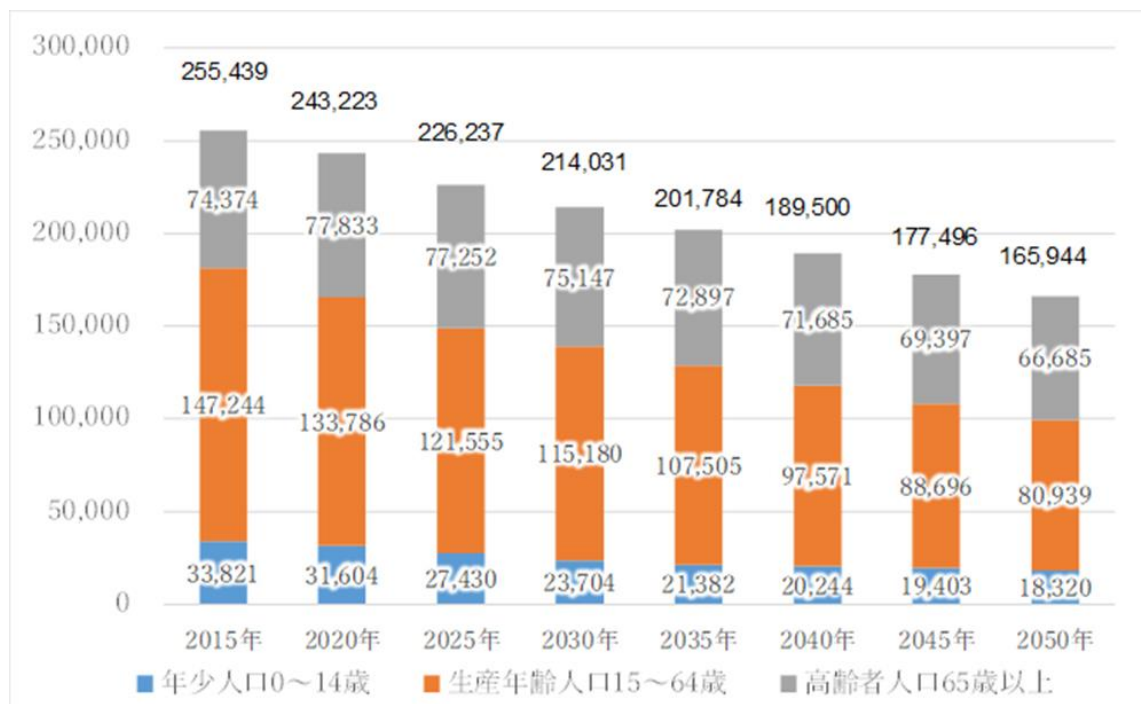
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市は、人口減少及び少子高齢化が進行しており、将来人口推計によるとこの流れは更に加速されることが予測され、多くの公共施設が建設された時期と比べて、人口の減少とともにその年齢構成にも大幅な変化が想定されています。

2020 年における国勢調査の結果である 243,223 人を基準として国立社会保障・人口問題研究所が推計した結果、15 年後の 2035 年には 201,784 人となり、約 17%減少すると見込まれています。また、30 年後の 2050 年には 165,944 人となり、約 32%減少すると見込まれています。

いずれにしても、今後の人口減少及び少子高齢化の進行により、余剰となる公共施設が増加するものと思われます。

【人口の将来推計】



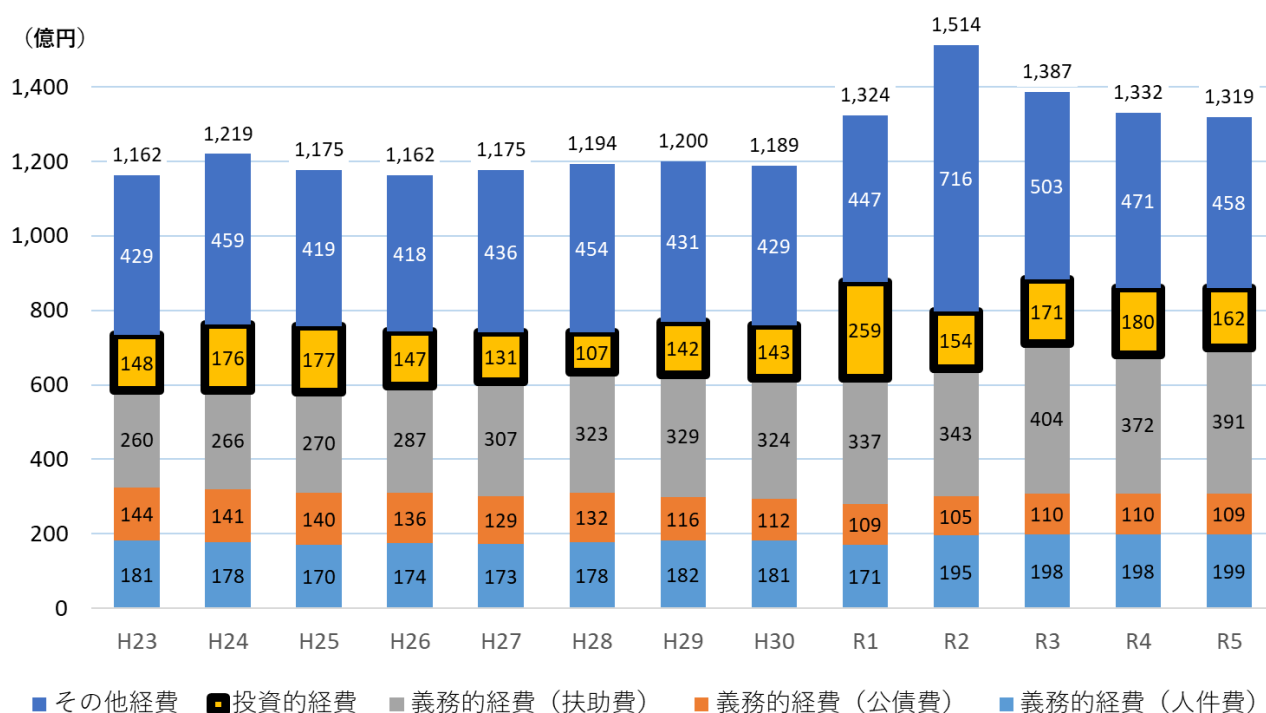
※出典：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所推計データ

(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

①過去の実績

普通会計における市町村合併以降からの決算において、平成 23 年度から直近の令和 5 年度までの推移は、会計規模全体で年平均 1,258 億円、そのうち投資的経費は年平均 161 億円で、決算全体の約 13%を占めています。

【普通会計決算の推移】



②単純更新経費の見込み

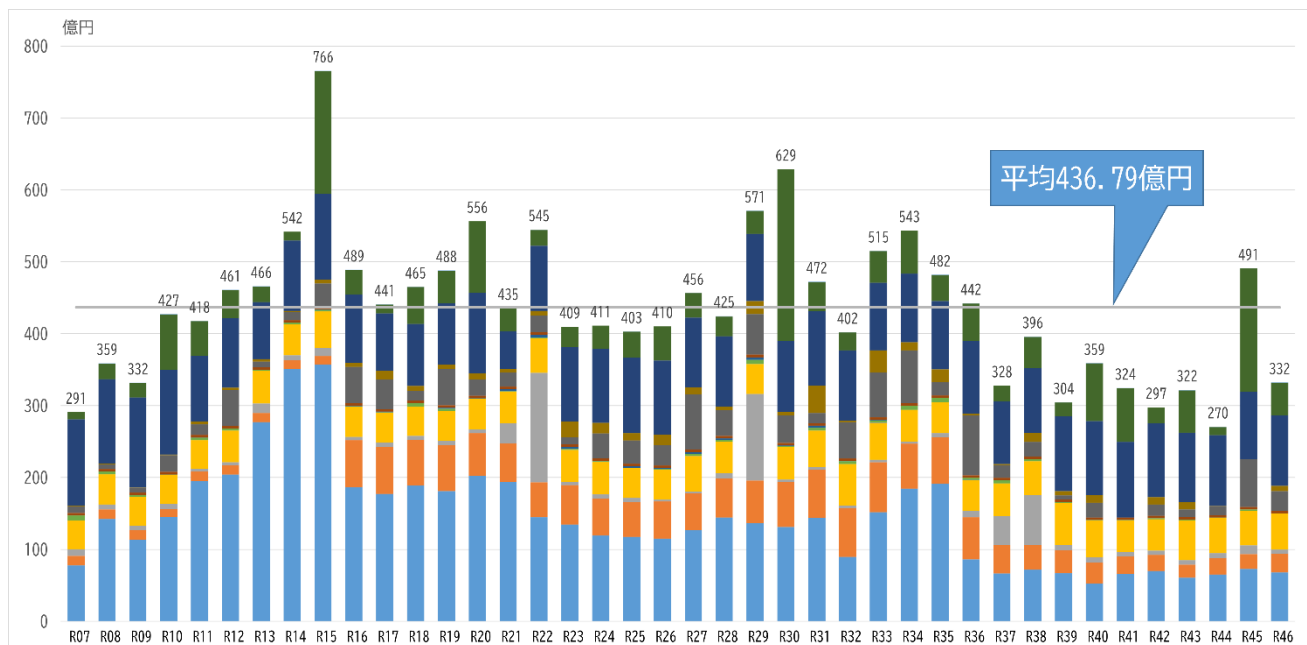
単純更新の経費については、建物・インフラにおいて、耐用年数が到来した場合、そのまま更新する経費を推計しています。

【建物・インフラごとの40年平均】

類型		計画名	主な施設	必要経費
建物	下記以外	公共施設適正配置・保全基本計画	学校等教育施設、文化交流施設、スポーツ施設、子育て支援施設、保健福祉施設、庁舎等施設、その他	198.01 億円
	市営住宅	市営住宅長寿命化計画	市営住宅	
	環境施設	一般廃棄物処理施設長寿命化計画	ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場	
	衛生施設	斎場施設長寿命化計画	火葬場・斎場	
	市場	地方卸売市場保全計画	市場（青果、花き、水産、食肉）、と畜場	
	水族館	九十九島水族館長寿命化計画	九十九島水族館海きらら	
インフラ	道路(市道)	道路施設補修計画	橋りょう、トンネル、舗装、法面（盛土）、擁壁等、道路附属物	45.55 億円
	道路(農道・林道)	個別施設計画（農道トンネル）	農道トンネル	0.04 億円
		個別施設計画（農道橋）	農道橋	
		個別施設計画（林道橋）	林道橋	
	河川	河川施設（暗渠）長寿命化計画	暗渠	2.30 億円
		河川施設（ポンプ施設）長寿命化計画	排水ポンプ所	
		河川施設（樋門）長寿命化計画	樋門	
	砂防	急傾斜施設長寿命化計画	急傾斜地崩壊対策施設	0.79 億円
	公園	公園施設長寿命化計画	自然公園、都市公園等	3.54 億円
	港湾	中長期維持管理計画（港湾）	係留・外郭・臨港交通・海岸保全施設	29.85 億円
	漁港	漁港施設機能保全計画	係留・外郭・輸送（道路）施設	8.29 億円

類型	計画名	主な施設	必要経費
	海岸保全施設長寿命化計画	海岸保全施設	
水道	上水道アセットマネジメント基本計画	管路、浄水場、配水池、ポンプ所	98.30 億円
下水道	下水道ストックマネジメント計画	污水管路、下水処理場、污水ポンプ場等	49.98 億円
漁業集落排水	漁業集落排水処理施設機能保全計画	集落排水施設	0.16 億円
合計			436.79 億円

【単純更新の 40 年間推計】



③長寿命化経費の見込み

長寿命化の経費について、建物は RC（鉄筋コンクリート増）が主を占めることから、既存躯体を活用する長寿命化改修により、目標耐用年数を 80 年とすることで、経費の縮減と工期の短縮を目指します。

インフラについては、定期的な点検の結果を評価した上で、維持修繕を図ることとします。

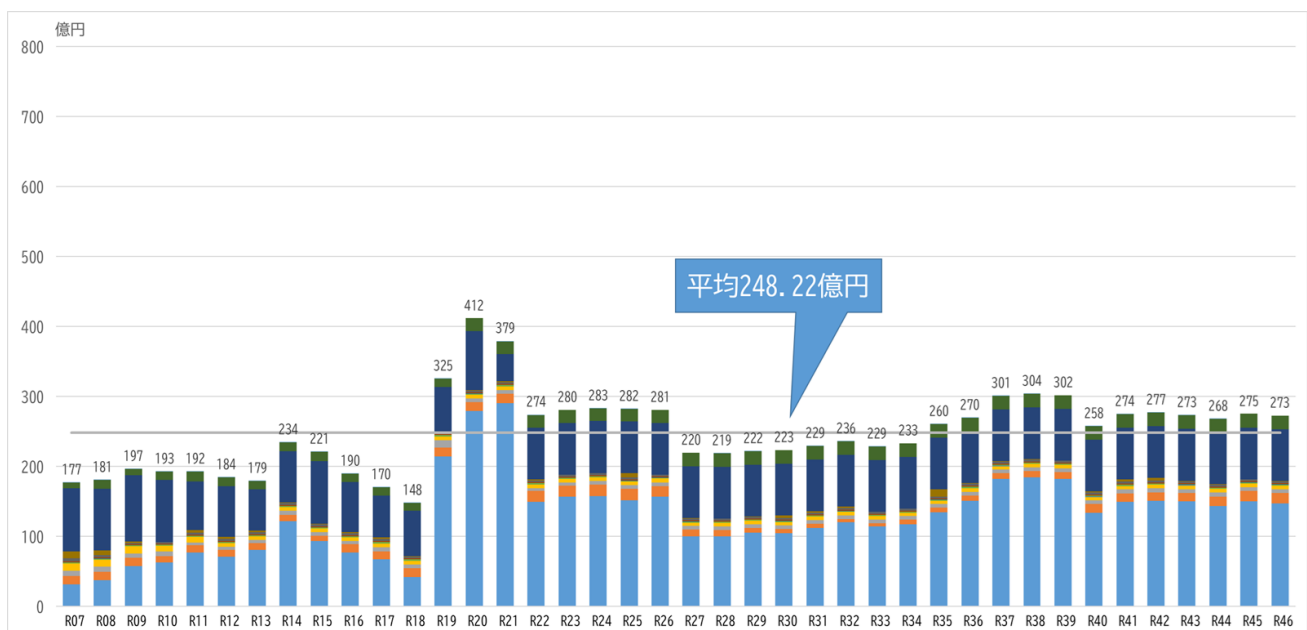
長寿命化にかかる経費については、以下のとおり推計しています。

【建物・インフラごとの 40 年平均】

類型		計画名	主な施設	必要経費
建物	下記以外	公共施設適正配置・保全基本計画	学校等教育施設、文化交流施設、スポーツ施設、子育て支援施設、保健福祉施設、庁舎等施設、その他	143.88 億円
	市営住宅	市営住宅長寿命化計画	市営住宅	
	環境施設	一般廃棄物処理施設長寿命化計画	ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場	
	衛生施設	斎場施設長寿命化計画	火葬場・斎場	
	市場	地方卸売市場保全計画	市場（青果、花き、水産、食肉）、と畜場	
	水族館	九十九島水族館長寿命化計画	九十九島水族館海きらら	
インフラ	道路(市道)	道路施設補修計画	橋りょう、トンネル、舗装、法面（盛土）、擁壁等、道路附属物	5.68 億円
	道路(農道・林道)	個別施設計画（農道トンネル）	農道トンネル	0.04 億円
		個別施設計画（農道橋）	農道橋	
		個別施設計画（林道橋）	林道橋	
	河川	河川施設（暗渠）長寿命化計画	暗渠	1.45 億円
		河川施設（ポンプ施設）長寿命化計画	排水ポンプ所	
		河川施設（樋門）長寿命化計画	樋門	
	砂防	急傾斜施設長寿命化計画	急傾斜地崩壊対策施設	0.27 億円
	公園	公園施設長寿命化計画	自然公園、都市公園等	1.49 億円
	港湾	中長期維持管理計画（港湾）	係留・外郭・臨港交通・海岸保全施設	2.71 億円

類型	計画名	主な施設	必要経費
	漁港	漁港施設機能保全計画	1.87 億円
		海岸保全施設長寿命化計画	
	水道	上水道アセットマネジメント基本計画	73.93 億円
	下水道	下水道ストックマネジメント計画	16.79 億円
	漁業集落排水	漁業集落排水処理施設機能保全計画	0.10 億円
合計			248.22 億円

【長寿命化の40年間推計】



④単純更新から長寿命化へシフトすることによる削減効果

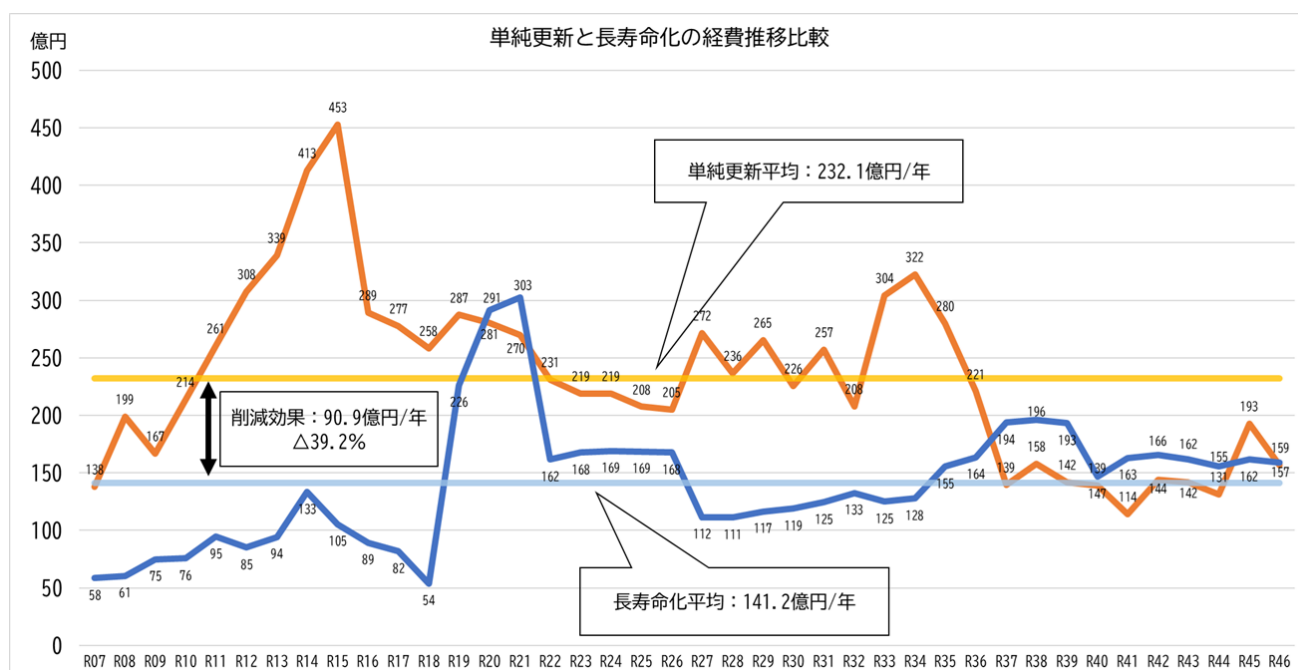
単純に耐用年数が到来して更新するのではなく、長寿命化として、点検・診断等の結果に基づき、維持管理、修繕等を行い、改修を予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能低下を長期間抑えます。

そのために、インフラごとの個別計画を策定し、計画的な予防保全による施設の長寿命化を図り、施設の安全性の確保とともにライフサイクルコストの縮減と維持管理・更新費用の平準化を図ります。

今後の予算編成に影響がある一般会計の今後の推移については、以下のとおり試算しています。

長寿命化により、年平均で約 90.9 億円、39.2%の削減効果が見込まれます。

【一般会計の推計】



⑤長寿命化に要する経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

④の試算で示したとおり、令和 19 年度から、長寿命化に係る経費が高水準で推移することが予測されます。

一方で、人口減少による財政状況の厳しさについても予測されることから、公共建築物については、地方財政計画において定められている「公共施設等適正管理推進事業債」という、普通交付税措置がなされる有利な起債（充当率：90%、交付税措置率：30%～50%）を積極的に活用することとします。

インフラについては、国庫補助対象となる事業については、国庫補助金の獲得に注力するとともに、単独事業については、公共建築物と同様「公共施設等適正管理推進事業債」の活用に向け、国の所管省庁との調整に努めます。

また、遊休資産の利活用（売却・貸付け）により生じる収益について、基金に積み立てるなど、将来の事業費に係る財源の備えとする必要があります。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

佐世保市公共施設等総合管理計画は、先述のとおり、平成 29 年 3 月（平成 28 年度）に策定しました。計画期間は、平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間としています。総務省からの要請を踏まえ、令和 5 年度に本計画の内容の見直しを行い、令和 6 年度に各数値等を時点修正しています。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全庁的な取組体制については、財務部資産経営課を事務局とし、副市長を長とする「資産活用推進会議」を主とします。その協議結果及び協議結果を反映した各部局発意による意思決定内容について、財務部と各所管部局が共有し、施設再編や長寿命化の取組みを相互協力しながら進めることとします。

個別施設計画については、各施設の所管課において、施設を取り巻く環境や財政状況を考慮しながら毎年ローリングを行い、その内容を適宜総合管理計画本体に反映させることとします。

公共施設の更新等にかかる事業費については、予算の安定的な確保を目的に、財務部において集約し、一定の平準化を図ったうえで、予算編成の基礎となる財政計画に反映します。

(3) 現状や課題に関する基本認識

本市は平成以降の合併を経験し、複数の旧市町を基に構成された自治体であり、それぞれの旧自治体ごとに機能の重複する公共施設を多く有しています。結果として、人口 1 人当たりの延床面積約 4.6 m²/人と、全国平均である 3.3 m²/人を大きく上回る状況にあります。（※）

※類似自治体との保有量比較は、平成 26 年度時点

また、多くの施設は高度経済成長期以降に整備されており、学校やコミュニティセンターをはじめ、近い将来更新が必要となる老朽化が進む施設を多く抱えています。

インフラについては、本市の特徴的な地形や市域面積が広いことに加え、軍港、海軍鎮守府の設置に伴う港湾・上水道施設の移譲・整備などによりインフラの保有量が多く、多額の更新費用が必要となることが想定されます。

一方で、市の人口はすでに減少が続いており、少子高齢化が一層進むと予測されています。このような状況の中では、財政状況が一層厳しくなり、ますます公共施設やインフラへ割り当てられる予算も厳しくなることが予想される状況です。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①統合や廃止の推進方針

本市の将来人口は、減少することが予測されており、厳しい財政状況、さらには人口 1 人あたりの施設保有面積が他自治体よりも多い水準となっている状況等を踏まえると、総量縮減は必須であると捉えられます。

建物については、公共施設適正配置・保全基本計画に基づき、統合、再編を検討するにあたり、施設を利用する市民の利便性や事情を考慮し、事務の効率性などを踏まえるとともに、実施にあたっては「市民とともに考える」を基本として、市民との対話の機会を設け、情報の公開を行います。

インフラについては、社会生活や社会経済産業等の基盤であり、都市・地域づくりの根幹をなすもので、その性質上、市民の生活や安全を支える施設として欠くことのできない重要な施設であり、長寿命化

等を図りながら賢く使うことが必要です。一方で人口減少等や厳しい財政状況など社会状況の変化をとらえると、計画的な保全による長寿命化等を基本としながら、施設の必要性等の検討とあわせて、個々の施設の修繕、更新、代替・廃止など管理の方向性を幅広く検討することも重要です。

なお、人口減少が進む中において持続可能な都市を形成するため、佐世保市立地適正化計画において、都市核及び地域核の都市機能誘導区域に都市機能を誘導する考えを示しています。

施設の統合・再編にあたっては、安全で利便性が高い都市機能誘導区域に拠点性が高い施設機能の集約を推進します。

②点検・診断等の実施方針

建物については、定期的な点検を実施し、必要に応じて診断等を行うとともに、国土交通省が定める点検等にかかる基準に基づき、点検・診断等を実施します。また、日常使用している中で発生している劣化や不具合に関する情報を収集します。点検・診断等を通じて得られた情報を収集し、今後の老朽化対策に活用していきます。

インフラについては、各インフラの利用状況、設置された自然環境等に応じ、老朽化等の状況は施設毎に異なります。インフラ長寿命化計画（行動計画）など国土交通省や関係省庁から示される技術基準等に準拠しつつ、インフラの特性等を考慮した上でインフラの老朽度や不具合状況等を施設毎に把握するため定期的な点検・診断等を実施します。点検・診断等については、現状把握や今後の維持管理・修繕等に必要な情報を収集します。

③維持管理・更新等の実施方針

点検・診断等の結果に基づく計画（個別計画）を策定し、維持管理、修繕等を計画的・予防的に行うことにより、施設の劣化の進行を遅らせ、機能低下を長期間抑えることで長寿命化を図り、安全性の確保とともに、トータルコストの縮減と維持管理・更新費用の平準化を図ります。

更新については、長寿命化を図りつつ、施設の安全性が確保できなくなると判断された場合は、引き続き保有するか否かを判断したうえで実施することとします。

インフラの種別によっては、事後保全型の管理を行う施設もあり、施設毎の特性に応じた適切な維持管理を行います。また、今後実施していく修繕や更新履歴等に関するデータを整理し、点検・診断等のデータと共に今後の老朽化対策に活用します。

なお、更新や維持管理について、公共性と収益性が共に高く、公共が実施するより民間が実施した方が、より安価で質の高いサービスを提供できると考えられる施設については、コスト縮減の観点から、包括委託や指定管理者制度、民間施設の活用など、民間活力の活用の可能性を検証するとともに、PPP/PFIの導入を積極的に検討します。

④安全確保の実施方針

点検・診断等において、危険性が判断された場合、通行止めや利用停止、緊急的な修繕等を行い、利用者の安全確保に努めます。

⑤耐震化の実施方針

本市では、佐世保市市有建築物耐震化実施計画などにより、公共施設の耐震化を計画的に行っています。インフラについては、佐世保市地域防災計画を踏まえ、耐震化が必要な施設の計画的かつ効率的な維持管理等に努めます。

⑥長寿命化の実施方針

今後の公共施設の管理については、診断と改善に重点を置いた、総合的かつ計画的な予防保全を前提として、施設ごとの耐用年数到来時に単純に更新するのではなく、長期使用を図ります。

長寿命化が必要かつ可能と判断された施設については、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととします。

また、公共建築物にかかる長寿命化改修工事の実施にあたっては、従来の平均的な更新時期に建替える場合と比較した上で、LCC（ライフサイクルコスト：施設等の計画・設計・施工から、施設利用にかかる水道光熱費、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額）の削減を図ります。

⑦ユニバーサルデザイン化の実施方針

施設の建設・改修等に当たっては、バリアフリー化の取組みに加え、ユニバーサルデザイン（※）の観点から、誰もが使いやすい施設となるよう努めます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のことであり、またそれを実現するためのプロセスのこと。

⑧脱炭素化の推進方針

近年、持続可能な社会の構築が叫ばれ、世界的な脱炭素化の潮流が加速する中、日本政府は、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。その目標達成に向けて政府の地球温暖化対策実行計画では、

- ・設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
- ・今後予定する新築建築物については、原則 ZEB Oriented（※1,3）相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready（※2）相当となることを目指す。
- ・既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。

ことなどを明記するとともに地方公共団体にも政府に準じた取り組みが求められています。

佐世保市は、2050 年までに市内からの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。今後、施設の建設・改修等に当たっては、国策としての脱炭素化の重要性を認識しつつ、その達成に向け、ZEB 化や LED 照明、太陽光発電システムの導入など、インフラの現状や財政状況等を考慮しながら推進していくこととします。

※1 ZEB：年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

※2 ZEB Ready：ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

※3 ZEB Oriented：ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

⑨PDCA サイクルの推進方針

本計画については、概ね 5 年毎に検証を行い、必要に応じて計画を見直します。また、社会情勢の変化、本市総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画などとの整合を図る必要がある場合は、適宜見直しを行うものとします。

また、各個別計画の策定や改定状況、実施状況、及び本計画の削減目標（延床面積）の達成状況について、点検を行うとともに、広く市民へ公表することに努めます。

⑩総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

公共施設の総合的かつ計画的な管理を実現するため、関係部署間で相互に連携し、組織横断的に取り組みます。また、適宜職員研修を実施し、公共施設にかかる情報の共有、公共施設の総合管理にかかる意識の向上に努めます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設の用途ごとの再編、更新、維持管理等に関する考え方については、各個別計画で定め、施設の状態や利用実態、財政事情や社会情勢の変化等に応じて個別計画の見直しを適宜行い、総合管理計画に反映します。

個別計画の概要については、次ページ以降のとおりです。

【公共施設適正配置・保全基本計画】

1. 計画名称
佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画
2. 計画概要
①対象施設(施設名称、施設数、延床面積、延長等)
●学校等教育施設(78 施設、412,765 ㎡) ●文化交流施設(53 施設、78,567 ㎡) ●スポーツ施設 (51 施設、51,462 ㎡) ●子育て支援施設(39 施設、13,654 ㎡) ●保健福祉施設 (13 施設、14,966 ㎡) ●支所等施設(17 施設、15,680 ㎡) ●その他の施設(268 施設、221,041 ㎡) ●合計(519 施設、808,136 ㎡) ※平成 28 年 3 月末(基本計画策定時)時点、表示単位で四捨五入しているため、合計は一致しない。
②計画期間(定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む)
平成 29 年度～令和 18 年度(20 年間) ●公共施設を取り巻く環境や社会的ニーズの変化、建物の改修サイクル等を考慮し、計画期間を 20 年間で設定します。
③対策の優先順位の考え方
【適正配置】 ●施設の老朽化状況、利用状況、財務状況を数値化し、相対的に比較する施設評価や政策的な優先順位等に応じて、集約化・複合化、廃止などの適正配置の対策を講じる優先順位を検討します。 【保全】 ●劣化状況を指標化した「総合劣化度」、避難所に指定されているなど、施設が持つ機能により分類する「施設重要度」の 2 軸により設定する「保全優先度」順により、長寿命化改修等の対策を講じます。
④個別施設の状態等
●本市における公共施設面積の 57%は、建築後 30 年以上が経過しています。 ●平成 21 年度以降、ほぼ毎年 1 万㎡もの施設が築 50 年を迎えており、令和 4 年度末で約 17.3 万㎡の施設が築 50 年を超えることとなります。 ●今後、築 50 年を超える施設は、ピークを迎える令和 12 年度まで加速度的に増加し、今後 10 年でみると年平均 3 万㎡が毎年築 50 年を迎えていきます。
⑤対策内容と実施時期(点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等)
【適正配置】 ●③の考え方にに基づき、適正配置を実施する優先順位を設定しつつ、保全実施計画との整合を図りながら、集約化や複合化、廃止などの対策を進めることで、本計画策定時点で保有している延床面積を、令和 18 年度までに 15%以上削減することを目指す。なお、具体的取り組みや実施時期については、5 年単位の実施計画において定めます。 【保全】 ●目標とする耐用年数を 80 年と設定し、それに応じた改修周期、部位、仕様を設定することで、効率的かつ無駄のない改修に取り組みます。 ●劣化状況や施設が持つ役割等により優先順位を設定し、費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。 ●法定点検は当然ながら、法定点検の対象外施設についても、定期的に点検を実施し、早期に不具合や故障を発見し、事故防止や不具合・故障の拡大を最小限に抑えます。 ●点検結果に基づき、実態に即した計画に見直す仕組みを構築します。

【市営住宅長寿命化計画】

1. 計画名称
佐世保市営住宅長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設(施設名称、施設数、延床面積、延長等)
●公営住宅 4,987 戸 ●準公営住宅 9 戸 ●改良(更新)住宅 147 戸 ●特定公共賃貸住宅 70 戸 ●単独住宅 119 戸 ●合計 5,332 戸 (R5.7.1 時点)
②計画期間(定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む)
令和 6 年度～令和 15 年度(10 年間) ●管理するストック全体の点検・修繕・改善サイクル等を勘案して一定程度の計画期間を確保する必要があることから、10 年間で設定します。ただし、概ね 5 年ごとに見直しを行うほか、今後の本市を取り巻く社会情勢の変化や、国県の動向等に応じ、計画期間内でも適宜見直しを行います。
③対策の優先順位の考え方
●住宅敷地の立地環境、安全性・居住性に係る改善の必要性、残存耐用年限や改善履歴を住棟毎に判定し、維持管理・改善・建替・用途廃止に分類し、改善事業と建設事業の LCC 比較や計画期間内の建替事業量の試算を行い、将来のストック量推計を踏まえた団地の集約・再編を考慮して事業手法を決定します。
④個別施設の状態等
●新耐震基準以前(昭和 55 年以前)の住宅が 30.6%を占めており、簡平の 4 分の 3、簡二のほぼ半数が昭和 40 年代以前に建設されています。 ●耐用年限を経過した住宅は 726 戸(13.6%)、簡平は全ての住宅が耐用年限を経過しています。地域別でみると鹿町地域で 64.5%が耐用年限を経過しています。 ●当面は、耐用年限の 2 分の 1 を経過した住宅の割合が増加する見込みです。
⑤対策内容と実施時期(点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等)
●③の方法により事業手法を決定し、維持管理・改善・建替・用途廃止を進めます。 ●法定点検を 3 年に 1 回実施するほか、日常点検を年に 1 回以上全団地を対象に実施します。 ●修繕については、国推奨値や建築物のライフサイクルコストをもとに修繕周期を設定し、安全性・劣化の軽減に位置づけられているものを優先して計画修繕を行います。

【一般廃棄物処理施設長寿命化計画】

1. 計画名称
一般廃棄物処理施設長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●ごみ焼却施設：2 施設 ●ストックヤード：1 施設 ●最終処分場：2 施設 ●し尿処理施設：2 施設 ●生活排水処理施設：1 施設 ●合計：8 施設
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和 2 年度～令和 21 年度（20 年間） ●一般廃棄物処理施設を取り巻く環境の変化、建物及びプラント設備・機器の改修サイクル等を考慮し、計画期間を 20 年間と設定します。
③対策の優先順位の考え方
●一般廃棄物（ごみ、し尿等）の発生量の動向、施設の老朽化状況等に基づき、処理に支障をきたさないよう適正な時期に施設の長寿命化改修、更新、統合等の対策を適正な時期に実施します。
④個別施設の状態等
令和 5 年度末において、各施設の稼働期間は以下のとおりです。 【ごみ焼却施設】 ●西部クリーンセンター：4 年 ●東部クリーンセンター：23 年（長寿命化改修工事後 5 年） 【ストックヤード】 ●宇久ストックヤード：4 年 【最終処分場】 ●佐世保市最終処分場：22 年 ●宇久最終処分場：22 年 【し尿処理施設】 ●クリーンピュアとどろき：18 年 ●宇久衛生センター：25 年 【生活排水処理施設】 ●橋ノ元生活排水処理施設：44 年（長寿命化改修工事後 14 年）
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●日々の保守点検の実施による設備・機器の老朽状態を把握し、老朽状態に応じて施設の長寿命化改修、更新、統合等を検討します。 ●計画の見直しは 5 年単位で実施することを基本とし、一般廃棄物を取り巻く環境の変化及び施設の老朽化状況に応じて随時実施します。

【斎場施設長寿命化計画】

1. 計画名称
佐世保市斎場施設長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●東部芳世苑(鉄筋コンクリート造、H4.3 竣工、1,403 m²、火葬炉 4 基、待合室 3 室、告別室 2 室、収骨室 2 室等) ●西部芳世苑(鉄筋コンクリート造、H20.3 竣工、3,121 m²、火葬炉 8 基、待合室 8 室、告別室 3 室、収骨室 3 室、通夜室 1 室、霊安室 1 室等) ●宇久やすらぎ苑(鉄筋コンクリート造、H11.11 竣工、735 m²、火葬炉 2 基、式場 1 室、待合室 2 室、告別室・収骨室・霊安室各 1 室等)
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和 2 年度～令和 18 年度(17 年間) ●一般的な鉄筋コンクリート造建築物の法定耐用年数が 50 年であることから、竣工から 45 年経過した段階で施設全体の劣化状況を確認の上、50 年経過以降も引き続き現施設を使用するか、施設自体の建て替えを行うかの検討を行います。当課が所管している上記 3 施設のうち、東部芳世苑の経過年数 45 年の到来が令和 18 年度であることから、本計画における計画期間は令和 18 年度までとします。
③対策の優先順位の考え方
【適正配置】 ●斎場施設の老朽化状況、火葬需要等の推移を評価し、連携中枢都市圏域での連携可能性も考慮しながら、集約化、廃止などの適正配置の対策を検討します。 【保全】 ●計画的な点検等を通じて修繕が必要な設備の優先度を設定し、改修を効率的に行うための「斎場年次計画書」を策定します。当該計画書に基づき、施設の長寿命化改修等の対策を講じます。
④個別施設の状態等
(令和 4 年 1 月現在) ●東部芳世苑・・・竣工から約 30 年経過。 ●西部芳世苑・・・竣工から約 14 年経過。 ●宇久やすらぎ苑・・・竣工から約 23 年経過。 火葬業務の中断は市民の火葬需要に大きな支障を与えるため、②の考え方を基礎として建物の改修及び火葬関連設備(火葬炉等)について「斎場年次計画書」を基に計画的に修繕を行います。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
【適正配置】 ●③の考え方にに基づき、保全実施計画との整合を図りながら、集約化や廃止などの検討を進めます。なお、具体的な時期については、各施設の建て替え等の検討の際を目途として行います。 【保全】 ●目標とする耐用年数を 50 年と設定し、それに応じた改修周期、部位、仕様を設定することで、効率的かつ無駄のない改修に取り組みます。 ●火葬炉等の火葬業務関連設備については年次保守点検等、照明給排水設備、排煙・換気設備等の建物設備等については国土交通省告示に基づく特殊建築物の定期調査を毎年(建物躯体自体は 3 年に一度)行うことにより、各々設備不良箇所を把握したうえで「斎場年次計画書」を策定して、計画的に修繕等

を行い、安定的な維持管理に努めます。

- 「斎場年次計画書」に基づき、修繕費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。
- 定期的に点検を実施し、早期に不具合や故障を発見し、事故防止や不具合・故障の拡大を最小限に抑えます。
- 点検結果に基づき、実態に即した計画に見直す仕組みを構築します。

【地方卸売市場保全計画】

1. 計画名称
佐世保市地方卸売市場保全計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●青果市場 : 4 施設（建物延面積：20,347 m²） ●花き市場 : 1 施設（建物延面積：1,689 m²） ●水産市場 : 9 施設（建物延面積：40,356 m²） ●食肉市場・と畜場 : 3 施設（建物延面積：11,344 m²）
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
●令和4年度～令和23年度（20年間） ●市場施設を取り巻く環境、社会的ニーズ、建物等の改修サイクルを考慮し、期間を20年間とする。
③対策の優先順位の考え方
●各市場の概況や施設毎の保守・整備履歴を整理した上で、機能診断を行い、健全度と施設における重要度から、保全優先度を決定し、保守・整備のスケジュールを策定する。 ●ただし、耐用年数のみで更新周期を決定すると改修時期が重複することから、平準化を行い、財政負担の軽減を図る。
④個別施設の状態等
●本市市場は、佐世保市とその周辺地域への新鮮で安全・安心な生鮮食品等を安定的に供給するとともに、生産者および出荷者に対して適正な価格と安定的な販路を提供する役割を果たしている。 ●一方で、市場施設はいずれも建築年数15年以上経過しており（花き市場については50年経過）、経年による老朽化に加えて、立地環境による塩害などの腐食が著しく、今後は施設の更新に伴う維持管理費用の増大が予測されることから、計画的な施設の予防保全が必要になっている。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●目標耐用年数を「青果・花き・水産市場」については60年、食肉市場（と畜場を含む）については45年と設定し、「従来の対処療法的な事後保全から予防保全」に切替え、劣化度と重要度から保全計画スケジュールを立案し、費用の平準化を図りながら、施設の計画的な保全に努める。 ●保全計画（健全度評価結果、点検項目、判断基準等）については、指定管理者にも共有し、施設の日常点検等に活用し、不具合の早期発見等に繋げ、施設の安定稼働に努める。 ●保全計画については、PDCAサイクルに基づき、実施状況等を評価して、計画の見直しを行うことで、適正な施設の維持管理・改修に繋げるものとする。 ●施設総量縮減については、今後の市場流通形態、取扱量など情勢の変化に合わせた集約化、規模の見直しなど、「あり方検討」等を行い、個別に適正配置を検討する必要がある。建替検討の場合には、PPP／PFIの可能性について、検討する。

【九十九島水族館長寿命化計画】

1. 計画名称
九十九島水族館長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●施設名称：九十九島水族館 海きらら ●敷地面積：16,244.06 m² ●構造：鉄筋コンクリート造（地上3階 地下1階） ●建築面積：（本館）3,308.78 m² （新館）1,550.60 m² ●延べ面積：（本館）5,721.74 m² （新館）1,567.69 m² ●竣工年：（本館）1994年（H6）（築26年） （新館）2009年（H21）（築11年）
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
●令和4年～令和33年（30年間） 公共施設を取り巻く環境や社会的ニーズの変化、施設機能維持に要する将来の不動産保全コストを考慮し、30年間と設定しています。
③対策の優先順位の考え方
●ここ数年で必要となる緊急対策工事については、「安全性に関わるもの」、「遵法性の不適合」、「著しく機能が低下しているもの」、「施設管理より要望があるもの」について取捨選択し、優先度を決定しています。 ●全体の中長期保全計画においては、目視調査で確認した各部位並びに設備等の劣化状況とロングライフビル推進協会（BELCA）から発行されている建築・設備の一般的な更新周期を照合し、更新時期と更新周期を決定しました。 ●更新周期が過ぎている防災設備において、すでにメーカーの部品供給期限が終わっている設備もあり、優先的に更新する計画としています。 ●その一方でエレベーターなどの更新期限が過ぎているが部品供給が継続されているものについては、更新時期をなるべく遅らせることで平準化を図っています。
④個別施設の状態等
●本建物は竣工以降、都度撤去更新工事が実施されています。一方で竣工後20年経過している部分においては、著しい劣化がみられ早急な対応が必要とされる部位も散見されました。 ●建物各所に見られた雨の漏水跡と外壁のひび割れや錆跡は、施設の美観も損ねています。また、海水を含む外気にさらされている外部建具や設備機器には発錆が多数生じており、劣化が著しい箇所がありました。これらについては急ぎ更新工事の計画を立案する必要性があり、今回計画案を策定いたしました。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●③の考えに基づき、「利用者の通行動線の安全性に関わる部分」、「遵法性に関わる部位」、「雨漏り等防水に関わる部分」、「生物の生育に関わる機能維持が困難な設備」、「損傷が著しい部分」から優先順位を設定しつつ、中期保全計画との整合を図りながら施設の機能維持の対策を進めていきます。 ●なお、実施時期については、緊急保全箇所の対応については5年間（令和4年～令和8年）、中期保全計画については、30年間（令和4年～令和33年）で計画策定をしています。

【道路施設長寿命化計画】

1. 計画名称
道路施設補修計画（橋梁・トンネル・舗装・法面/盛土/擁壁等・道路附属物）
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●橋梁 : 1,051 橋 ●トンネル : 8 箇所（うち 1 箇所は閉鎖済） ●舗装 : 613 キロメートル ●法面/盛土/擁壁等 : 277 箇所 ●道路附属物 : 道路照明灯 1,405 基、道路標識等 107 基
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
計画期間は令和 2 年から令和 51 年まで 50 年間 ●橋梁：5 年に 1 回の頻度で定期点検を実施します。 ●トンネル：5 年に 1 回の頻度で定期点検を実施します。 ●舗装：路線の重要度により 5 年又は 10 年に 1 回の頻度で定期点検を実施します。 ●法面/盛土/擁壁等：令和 10 年度を目標に 1 回目の定期点検を実施します。 ●道路附属物（道路照明灯・道路標識等）：10 年に 1 回の頻度で定期点検を実施します。
③対策の優先順位の考え方
●橋梁：定期点検の結果に基づき、健全性診断の判定区分がⅣ判定（緊急措置段階）及びⅢ判定（早期措置段階）から優先的に老朽化対策を実施します。 ●トンネル：定期点検の結果に基づき、健全性診断の判定区分がⅣ判定及びⅢ判定から優先的に老朽化対策を実施します。 ●舗装：路面性状調査による損傷判定や大型車交通量、緊急輸送路など路線の重要度を総合的に判断の上、優先順位を決定します。 ●法面/盛土/擁壁等：点検結果に基づき、異常あり（×）の結果となった箇所について随時実施します。 ●道路附属物（道路照明灯・道路標識等）：定期点検の結果に基づき、健全性診断の判定区分がⅣ判定及びⅢ判定から優先的に老朽化対策を実施します。
④個別施設の状態等
●橋梁：建設から 50 年以上経過した施設は、約 49.5%を占め、10 年後には約 69.5%となる見込みです。（建設年次不明を除く） ●トンネル：建設から 50 年以上経過した施設は、約 86%を占め、10 年後には 100%となる見込みです。（建設年次不明を除く） ●その他の施設についても施設の老朽化が進んでおり、適宜補修を実施しており、施設の維持管理を行っています。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●橋梁：道路法等に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視による定期点検を実施します。 5 年 1 サイクルの点検結果を基に、長寿命化修繕計画を変更します。 定期点検の結果、Ⅳ判定と診断された施設については、早急に着手します。 また、Ⅲ判定と診断された施設については、次回定期点検までに予防保全の観点から措置を行います。

す。橋梁の長寿命化を図り、予防保全的な修繕を実施することにより、維持修繕費が縮減できます。

- トンネル：5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を行います。

定期点検の結果、Ⅳ判定と診断された施設については、早急に着手します。

また、Ⅲ判定と診断された施設については、次回定期点検までに予防保全の観点から措置を行います。

- 舗装：国土交通省の総点検実施要領に基づき、5年又は10年の頻度で路面性状調査等による定期点検を実施します。点検結果に基づき、修繕工事を計画的に実施します。

- 法面/盛土/擁壁等：国土交通省の総点検実施要領に基づき、令和10年度を目標に1回目の定期点検を実施します。

点検結果に基づき、異常あり（×）の結果となった箇所については、随時修繕工事を実施します。

- 道路附属物（道路照明灯・道路標識等）：10年に1回の頻度で定期点検を実施します。

定期点検の結果、Ⅳ判定及びⅢ判定と診断された施設については、速やかに補修に着手します。

【農林道長寿命化計画】

1. 計画名称
佐世保市個別施設計画(農道トンネル・農道橋・林道橋)
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
○農道トンネル(1 箇所) ○農道橋(17 橋) ○林道橋(19 橋)
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
○トンネルや橋の寿命は 50 年程度といわれているため計画期間を 50 年とします。なお、5 年に 1 回の定期点検サイクルを踏まえて、適宜、計画は更新するものとします。
③対策の優先順位の考え方
○対策の優先順位については、下記の項目を考慮し、総合的に判断します。 1) 損傷が著しいもの（判定区分Ⅲ・Ⅳ等） 2) 第三者被害が発生する恐れがあるもの（桁下が道路・鉄道等）
④個別施設の状態等
○農道トンネル：供用後 21 年を経過しており、29 年後に供用後 50 年を経過することとなります。 ○農道橋：15 橋のうち、架設後 50 年を経過した橋梁は 2024 年時点では 0 橋と比較的新しい橋梁となっています。しかし、29 年後（2054 年）に 13 橋（87%）、40 年後にはすべての橋梁が架設後 50 年を経過することとなります。 ○林道橋：全 19 橋のうち、架設後 50 年を経過した橋梁は 8 橋あり、全体に占める割合は約 42%（令和 6 年）となっております。20 年後（令和 26 年）にはすべての橋梁が架設後 50 年を経過することとなります。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
○農道トンネル：費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。定期的に点検を実施し、早期に損傷を発見し、事故防止や損傷の拡大を最小限に抑えます。点検結果に基づき、実態に即した計画に見直すメンテナンスサイクルを構築します。 ○農道橋：劣化状況により優先順位を設定し、費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。定期的に点検を実施し、早期に損傷を発見し、事故防止や損傷の拡大を最小限に抑えます。点検結果に基づき、実態に即した計画に見直すメンテナンスサイクルを構築します。 ○林道橋：劣化状況により優先順位を設定し、費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。定期的に点検を実施し、早期に損傷を発見し、事故防止や損傷の拡大を最小限に抑えます。点検結果に基づき、実態に即した計画に見直すメンテナンスサイクルを構築します。

【河川施設長寿命化計画】

1. 計画名称
佐世保市河川施設（暗渠）長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
準用河川（23 河川 18.1km） 普通河川（738 河川 450.1km） のうち暗渠 54 河川 9.8km（準用河川 2 河川 0.2km、普通河川 52 河川 9.6km）
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和元年度から令和 50 年度 ●河道及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き（平成 30 年 3 月）国土交通省を参考に、計画期間を 50 年間と設定します。
③対策の優先順位の考え方
●施設の健全度（Ⅰ～Ⅳ）、重要度（A～E）、優先度（DID 地区、塩害環境等）を総合的に考慮し、優先順位を設定しました。 健全度判定基準：道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局）を参照 重要度の設定：上部の利用状況（重要施設→公共道路→その他道路→利用なし）により設定
④個別施設の状態等
●平成 30 年度調査：Ⅳ判定 2 河川 0.5km、Ⅲ判定 4 河川 1.0km ●令和元年度調査：Ⅳ判定 0、Ⅲ判定 5 河川 0.6km ●令和 2 年度調査：Ⅳ判定 0、Ⅲ判定 9 河川 1.5km 計 Ⅳ判定 2 河川 0.5km、Ⅲ判定 18 河川 3.1km
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●Ⅳ判定：2 河川 応急工事（平成 30 年度）※2 河川中 1 河川 実施設計（令和元年度）、工事（令和元年～令和 2 年度） ●Ⅲ判定：18 河川 実施設計（令和 2 年度～令和 5 年度） 工 事（令和 3 年度～令和 7 年度）

1. 計画名称
佐世保市河川施設（ポンプ設備）長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
小島ポンプ場（φ800×2 基、2.3m ³ /sec）※H27～H30 で主要設備を更新済であるため、H31.3 計画では対象外 新田ポンプ場（φ500×4 基、3.1m ³ /sec） 港町ポンプ場（φ500×2 基、1.5m ³ /sec） 田原ポンプ場（φ300×3 基、0.6m ³ /sec）
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和元年度から令和 50 年度 ○河道及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き（平成 30 年 3 月）国土交通省を参考に、計画期間を 50 年間と設定します。

③対策の優先順位の考え方
○設備区分（Ⅰ～Ⅲ）、健全度（×、△1～△3、○）、装置・機器の特性を総合的に考慮し、設備毎に優先順位を設定しました。 健全度判定基準：河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）を参照
④個別施設の状態等
○新田ポンプ場：△1 早急に措置を行うべき状態（エンジン 3 基、ポンプ 2 基） △2 2～3 年以内に措置を行うべき状態（エンジン 1 基、ポンプ 2 基） ○港町ポンプ場：△1 早急に措置を行うべき状態（エンジン 2 基、ポンプ 1 基） △2 2～3 年以内に措置を行うべき状態（ポンプ 1 基） ○田原ポンプ場：△1 早急に措置を行うべき状態（エンジン 3 基） △2 2～3 年以内に措置を行うべき状態（ポンプ 3 基）
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
○新田ポンプ場：実施設計（令和元年度）、工事（エンジン更新等）（令和元年度～令和 5 年度） ○港町ポンプ場：実施設計（令和元年度）、工事（モーター・減速機設置、電気室建築、発電機設置等）（令和 3 年度～令和 4 年度） ○田原ポンプ場：内水対策検討（令和 4 年度）

1. 計画名称
佐世保市河川施設(樋門等)長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設(施設名称、施設数、延床面積、延長等)
田の頭川 ゴム引き布製自動起伏堰 1 基(L=21.65m、H=1.23m) 田の頭川 鋼製起伏堰 1 基(L=17.4m、H=0.7m) 真申川 大型樋門 3 基(ローラーゲート W=4.40m、H=3.90m、スイングゲート W=4.55m、H=3.97m) 飯盛川 小型樋門 2 基(スイングゲート W=2.13m、H=2.13m) 次郎田川 小型樋門 2 基(マーターゲート W=2.20m、H=3.23m)
②計画期間(定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む)
令和元年度から令和 50 年度 ○河道及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き(平成 30 年 3 月)国土交通省を参考に、計画期間を 50 年間と設定します。
③対策の優先順位の考え方
○設備区分（Ⅰ～Ⅲ）、健全度（×、△1～△3、○）、装置・機器の特性、設置条件を総合的に考慮し、設備毎に優先順位を設定しました。 健全度判定基準：河川ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)を参照
④個別施設の状態等
○田の頭川 ゴム引き布製自動起伏堰：△3 経過観察 ○田の頭川 鋼製起伏堰：△3 経過観察が必要な状態 ○真申川 大型樋門：△3 経過観察が必要な状態 ○飯盛川 小型樋門：○ 健全 ○次郎田川 小型樋門：△3 経過観察が必要な状態

⑤対策内容と実施時期(点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等)	
○真申川	大型樋門 : 水密ゴム取替(令和 6 年度)
○飯盛川	小型樋門 : 水密ゴム取替(令和 5 年度)
○次郎田川	小型樋門 : 水密ゴム取替(令和 5 年度)

【急傾斜施設長寿命化計画】

1. 計画名称
佐世保市急傾斜施設長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●施設名称：急傾斜施設（計画内の対象施設数：101 施設（R2 未現在）） ※（R2 未）管理施設：101 施設 長崎県の「砂防関係施設維持管理計画書」に概成後 20 年から機能不全となる劣化が現れるという記載を参考に、本市においても平成 30 年度に施設概成から 20 年経過した施設を対象に点検を行っています。
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和元年 4 月から令和 51 年 3 月（令和元年度から 50 年間） ●総務省の基本耐用年数（砂防施設）を参考に計画期間を 50 年間と設定しています。
③対策の優先順位の考え方
●点検により健全度評価の低い施設（C→B-→B）から老朽化対策を講じます。 ●なお、同じ健全度の施設が複数存在する場合、①部位単位の評価の数が多い施設、②地区内に避難場所または要配慮者利用施設が存在する施設、③保全人家戸数の多い施設、④概成年が古い施設の順に対策を講じることとしています。
④個別施設の状態等
●令和 2 年度末現在、本市が管理する急傾斜施設（101 施設）のうち、整備後 20 年を経過する施設は 67 施設（66.3%）あります。 ●令和 3 年度以降、整備後 20 年を経過する施設は年々増加することとなります。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
【対策内容】 ●点検は、国の「砂防関係施設点検要領 H26.9 月」に基づき、施設の各部位の変状レベル（a～c）を設定し、総合的な施設の健全度（A～C）を評価します。 ●更新または補修等については、変状レベルの低い部材を対象としています。 【実施時期】 ●初回点検は、整備完成から 20 年経過した施設を対象に実施することとしており、初回点検後の定期点検については、健全度 A、B+、B の施設を「10 年以内」、健全度 B-の施設を「5 年以内」、健全度 C や補修を実施した施設を「補修完了後」に実施します。 ●次期点検（初回・定期）は令和 5 年度に実施することとしており、前回の平成 30 年度点検において健全度が B 以下の 52 施設と新たに完成から 20 年を経過する 10 施設を加えた 62 施設が対象になります。 ●更新または補修等の実施時期については、点検時の健全度が B から B-に低下する前（B 評価の時点）に A のレベルまで回復させます。 ●平成 30 年度点検実施施設：60【補修対象施設(健全度 B、B-、C)：52】 A 評価：3 地区（5%） B 評価：52 地区（87%） ※B+評価：5 地区、B 評価 28 地区、B-評価：19 地区 C 評価：5 地区（8%） ●維持補修実績

(令和1年度～令和2年度)：C評価1箇所

(令和3年度)：C評価2箇所

(令和4年度)：C評価2箇所

【公園施設長寿命化計画】

1. 計画名称
公園施設長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●都市公園 271 公園 ●10,172 施設のうち予防保全型管理施設は 1,045 施設 （内訳） ●一般施設（バックネット、日陰棚等） 200 施設 ●橋梁（L=15m 以上） 2 施設 ●建築物（便所、管理棟等） 111 施設 ●各種設備（ナイト施設等） 11 施設 ●遊具（ブランコ、複合遊具等） 721 施設 ※今回の計画では、予防保全型管理施設が少ない都市公園と自然公園は、10 年計画の対象外としますが、5 年毎の計画見直しの際に対策の必要性を検討します。
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間） ●遊具と各種設備以外の施設は 5 年毎の点検が望ましいとされており、5 年毎の点検のほか、定期点検や日常点検で遊具や施設の劣化や損傷を把握した場合に計画の見直しを行います。 ●公園は多種多様な施設があるため、優先的に長寿命化計画の対象とする公園を選定し、段階的に取り組む必要があります。
③対策の優先順位の考え方
【更新】 ●健全度 C、D 判定で、部材交換等に対応できない主要部材の劣化が進行している施設を優先します。 ●施設としては、最も安全性を確保すべき遊具と老朽度が高いその他施設を優先します。 ●公園としては、市街化区域内で規模が大きい公園を優先としますが、今後、公園の再編で機能分担が整理された場合は機能に合わせた更新を行います。 【補修】 ●緊急度が高く、消耗材の劣化が進行している施設を優先します。 ●施設及び公園としては、更新と同様とします。
④個別施設の状態等
●公園としては、設置及び再整備から 30 年以上経過した公園が約 30%を占め、10 年後には約 60%に達する見込みです。 ●遊具について、全体的に劣化が進行している遊具（C、D 判定）が約 50%を占め、約半数が補修や更新が必要な状況となっています。 ●その他施設についても、設置から年数が経過し、老朽化が進行しています。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
【点検サイクル】 ○遊具は年 1 回の定期点検、設備は法定点検、その他施設は概ね 5 年に 1 回の健全度調査を行います。 ○このほか、遊具は年 2 回、その他施設は年 1 回の日常点検を行います。 ○各種点検や健全度調査の結果を踏まえて計画の見直しを行います。 【更新・補修時期】 ●10 年計画に基づいて補修・更新を行います。 ●また、日常的な維持管理のなかで施設の異常が発見された場合は、緊急的な補修や使用禁止を行い

ます。

【公園の再編】

●長寿命化計画と並行して検討している公園の再編方針では、街区公園の機能を分担することで、機能に合わせて施設の適正配置を目指していきます。

【佐世保港湾施設維持管理基本方針】

1. 計画名称
佐世保港中長期維持管理計画（佐世保港港湾施設維持管理基本方針）
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●水域施設（58 施設） ●外郭施設（629 施設） ●係留施設（126 施設） ●臨港交通施設（42 施設） ●荷さばき施設（3 施設） ●旅客施設（2 施設） ●保管施設（28 施設） ●船舶役務用施設（3 施設） ●港湾環境整備施設（3 施設） ●合計（894 施設）
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
平成 26 年度～令和 8 年度（13 年間） ●一定の期間に投資が集中する場合は、工事時期の調整（平準化）を行い、効率的かつ計画的な維持管理を実施するとともに、予防保全的な維持管理に移行するため、集中的に維持補修工事を実施し、早期に施設健全度の回復を図るため、計画期間は 10 年間程度（13 年間）で設定しています。
③対策の優先順位の考え方
●施設を良好な状態で維持し、有効に活用するため、長期的な視点に立ち、維持管理や更新を考慮した『佐世保港維持管理計画書』を各施設において策定し、健全度の総合評価を行います。 ●保全計画における施設健全度を要因とし、施設の利用形態、施設性能、防災機能に関する評価項目及び重要度を設定し、定量的に施設の社会的影響度を評価することにより、計画的な維持管理を実施するための優先度を検討します。
④個別施設の状態等
●本市における港湾施設のストックは 894 施設と多くの施設を管理しており、構造物の耐用年数とされる 50 年を経過した施設が 325 施設を超えます。 ●さらに今後 30 年経過すると、大部分（90%）の施設が耐用年数 50 年を超えることになります。 ●近年においては施設の老朽化・腐食等が著しく、大規模な修繕を行う施設が増加しており、今後も維持管理費の増大が予想されます。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●施設の適切な維持を目標とするため、原則として 5 年に 1 回の一般定期点検を実施します。また、補修等の予定がある施設や、早期の対策を要すると判断される施設については、構造物細部の状態を把握するため詳細定期点検を実施し、施設の性能を十分に確保するための具体的な対策を検討します。 ●施設の変状を効率的に発見するため、巡視による日常点検や災害等が発生した場合の臨時点検を実施し、施設の劣化や損傷を早期に発見することで、事故防止や不具合・故障の拡大を最小限に抑えます。 ●各施設の修繕・更新時期や改修部位等については、耐用年数や点検結果等に基づいてライフサイクルコストの算出を行い、効率的かつ無駄のない改修に取り組むことで施設の延命化を図ります。 ●劣化状況や施設が持つ役割等により優先順位を設定し、費用の年度間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。

【漁港施設機能保全計画】

1. 計画名称
漁港施設機能保全計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
外郭施設 (16 漁港 136 施設 7,861.9m) 防波堤、護岸、導流堤・突堤 係留施設 (16 漁港 170 施設 8,271.6m) 岸壁、物揚場、浮桟橋、船揚場 輸送施設 (16 漁港 57 施設 9,426.1m) 道路、橋梁 ※外郭施設に漁港施設用地（16 漁港 30 施設 773.6m）護岸を含む
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
本計画の漁港毎(全 16 漁港)の策定年度は次のとおりとし、施設の計画期間（老朽化予測）は機能保全計画策定時から 50 年間に計画する。（2019 年～2068 年） 【佐世保市重点課題漁港(補助対象策定期間：平成 24 年度まで） 平成 24 年度：6 漁港…黒島漁港、高島漁港、柿ノ浦漁港、浅子漁港、神崎漁港、太郎ヶ浦漁港 【佐世保市一般(本土)漁港（補助対象策定期間：平成 29 年度まで）】 平成 26 年度：2 漁港…針尾漁港、久津漁港 平成 27 年度：2 漁港…長串漁港、矢岳漁港 平成 28 年度：1 漁港…鹿町漁港 【佐世保市一般（離島）漁港（補助対象外）】 平成 28 年度：3 漁港…野方漁港、寺島漁港、木場漁港 平成 29 年度：2 漁港…古里漁港、小浜漁港 なお、補助対象外は補助採択要件※未満であるため直営職員で調査計画書作成を実施。 ※採択要件：「登録漁船数 50 隻以上」、「利用漁船数 50 隻以上」、「陸揚金額 1 億円以上」、「水産業の振興を図る上で特に必要な場合」のいずれかを満たすもの。（保全工事も同様）
③対策の優先順位の考え方
本計画の策定にあたっては、策定する漁港の概況や施設の現況を把握し、機能診断を実施し健全度評価を行う。健全度評価から老朽化予測や機能保全対策の検討、優先順位を決定し、機能保全対策を行う場合は機能保全対策シナリオと LCC の比較を行い対策方法の決定を行い、日常管理計画まで含めて本計画を策定する。 また、防食対策が未実施の施設及び老朽化が著しい鋼構造物施設の保全工事を優先し、その後、コンクリート構造物についても、順次保全工事を実施していくこととする。
④個別施設の状態等
本市においては、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図るため、漁港施設の施設整備に取り組んできた。現在、本市の漁港施設のストックは 363 施設と多くの施設を管理しており、構造物の耐用年数とされる 50 年を経過した施設が 46 施設存在する。さらに、今後 20 年経過すると、半数(50%)の施設が耐用年数を超えることとなる。 また、現在の施設のうち鋼構造物で整備された施設は防食対策等が未実施な箇所があるほか、老朽化が著しい鋼構造物施設が多く令和 8 年(2026 年)までは鋼構造物の防食対策の費用がかかるため、維持管理費用が増大していくことが予想される。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
定期的な点検及び健全度の評価により、劣化損傷による機能不全の前に補修工事を行うことで、施設

の長寿命化を図ります。

また、本計画で取り扱う漁港施設については、それぞれの漁港において漁業者が日常的に利用されており、総量抑制は難しいと考えます。ただし、宇久島の5漁港については、今後、漁業者の減少や後継者不足等で利用されない施設が増える可能性があり、漁港の統合が課題となると考えますが、まずは、施設の状況を考慮し、現状での更新を行います。

【海岸保全施設長寿命化計画】

1. 計画名称
海岸保全施設長寿命化計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
8 漁港海岸 外郭施設数 55 施設（護岸、突堤、堤防）延長 6,975.7m ※針尾漁港、久津漁港、柿ノ浦漁港、矢岳漁港、神崎漁港、高島漁港、寺島漁港、小浜漁港
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
令和 2 年度～令和 51 年度（50 年間） 海岸保全施設等の構造物の設計耐用年数は一般的に 50 年であること、また機能的耐用年数（施設の必要性）は永続的であることを前提条件として踏まえ、計画期間を計画策定時より 50 年間と設定しています。
③対策の優先順位の考え方
施設の点検により変状を把握し、それぞれの変状規模により施設全体の健全度評価を行います。 健全度評価は施設の安全性に影響を及ぼす影響を踏まえ、老朽化の状況について評価基準を基に A・B・C・D の 4 段階で評価します。 評価結果及び背後地の状況や施設の利用状況等を考慮して優先順位を検討し、対策を講じます。
④個別施設の状態等
本市が管理する海岸保全施設 55 施設のうち約 30%の 16 施設がコンクリート構造物の耐用年数とされる 50 年を経過しています。 今後 20 年経過すると 80%以上の施設が耐用年数を超えることとなります。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
目標とする耐用年数を 50 年と設定し、それに応じた改修周期、対策方法を設定することで、効率的かつ無駄のない改修に取り組みます。 劣化状況や施設が持つ役割等により優先順位を設定し、費用の年間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。 また、日常点検、定期点検や修繕等を反映させた計画に順次更新していきます。

【水道施設アセットマネジメント基本計画】

1. 計画名称
再構築事業基本計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●上水道施設（佐世保、吉井、江迎、小佐々地区）の統合 ●水道専用ダム（山の田、転石、菰田、相当、川谷、下の原、岡本、上原、踊瀬、歌が浦）の長寿命化 ●簡易水道施設（佐世保地区 11 簡水、小佐々矢岳、世知原、鹿町、宇久地区）統合 ●未普及、民営簡易水道施設（鹿町木場地区、宮地区民営簡水等）の統合
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
●40 年後の水道事業の姿を基に、目指すべき将来像の実現に向けた基本計画の実施期間を 20 年間としています。 ●令和 2 年度～令和 21 年度（20 年間） 北部エリア送水管整備事業 ほか
③対策の優先順位の考え方
●将来起こり得る様々なリスクに適切に対応できる新たな安全度を備えた水道施設を目指し、水道事業の基盤強化を目的として水道システムの再構築を行います。 ●施設の老朽度に応じた更新に合わせて、基幹施設の統廃合・再構築を行います。 ●基幹施設においては、最適な施設規模を見極めて再構築を行います。 ●その他施設においては、運転コストも含め経済性を考慮した施設の統廃合・再構築を行います。 ●配水管網の構築においては、バックアップ機能を考慮した再構築を行います。
④個別施設の状態等
●別途、更新計画にて記載しています。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
●③の考え方にに基づき、施設の統廃合・再構築を行います。

1. 計画名称
水道施設更新事業基本計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
●水道施設更新：広田水系基幹管路、導水管、上水道経年化施設、簡易水道経年化施設 ●老朽化対策：上水道施設、簡易水道施設 ※詳細は、別途、維持管理基本計画に記載しています。
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
●40 年後の水道事業の姿を基に、目指すべき将来像の実現に向けた基本計画の実施期間を 20 年間としています。 ●水道施設の安定性及び安全性を確保するために今後必要となる各施設の今後 20 年間の更新目標を設定します。基盤強化の観点から重要管路を優先して更新する事業計画とします。
③対策の優先順位の考え方
●中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算し、施設の重要度・健全度を考慮して

具体的な更新施設や更新時期を定めます。

●本市の水道システムにおける施設の重要度、施設の健全性、重要度に応じた耐震性の確保等を総合評価して、更新優先度を決定します。

●耐震化においては、更新を基本とした耐震化の実施を図り、耐震化方針を更新計画に織り込み耐震化対策を実施します。

④個別施設の状態等

●旧海軍により海軍水道が創設され、その後明治 40 年に市で運営する近代水道を開始しています。基幹施設の多くは旧軍市転換法により譲渡を受け現在もその一部を運用しています。

●本市の水道は全国で 10 番目に開始していることから古く、保有している水道資産も多く、約 70～80%は高度経済成長期に取得しており、更新時期を迎えています。

●仮にこのまま更新を行わない場合、構造物及び設備では 2023 年度、管路では 2028 年度に約 50%の施設が法定耐用年数を超える経年化施設となります。

⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）

●③の考え方に基づき、施設の更新を行います。

●適切で合理的な維持管理（資産管理）の実践により、水道施設の現状把握・状態の可視化を適切に行い次節の健全性を把握し、技術的知見に基づく更新需要の平準化を図ります。

●施設の更新にあたっては、施設のライフサイクルコストの最小化を目指し実施計画を策定します。

1. 計画名称

水道施設維持管理基本計画（長寿命化含む）

2. 計画概要

①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）

【全体】施設数；570 施設、管路延長；2,316km（φ20 mm以上）

【内訳】（取水施設）77 施設、（貯水施設）24 施設、（導水施設）12 施設、（浄水施設）33 施設、（送水施設）159 施設、（配水施設）265 施設、（管路；φ20 mm以上）2,316km

※水道施設及び簡易水道施設

②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）

●40 年後の水道事業の姿を基に、目指すべき将来像の実現に向けた基本計画の実施期間を 20 年間としています。

③対策の優先順位の考え方

●アセットマネジメント手法によるミクロマネジメントの取組みとして、従来の事後保全型の日常の維持管理に、予防保全型の計画的な維持管理を融合させ、リスク管理型のメンテナンスサイクルを構築する。

●水安全計画の実践及び水道施設の維持管理を含めミクロマネジメントと定義し、水の安全性と安定供給を図る実践活動を行います。ミクロマネジメントは水安全計画の実践、水道施設の日常的な維持管理、計画的な維持管理の 3 つで構成しています。

●日常的な維持管理：アセットマネジメント手法を用いて実践する日常的な保守、保全、運転、緊急対

応を中心とした維持管理となります。

●計画的な維持管理：アセットマネジメント手法を用いて水道施設、設備、管路の点検を含む診断・評価や修繕を計画的に実施し、施設、設備、管路等の更新投資の抑制につなげ、水道施設のライフサイクルコストの低減を目的とした維持管理となります。

④個別施設の状態等

●別途、更新計画にて記載しています。

⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）

●計画的な維持管理（定期点検等）について記載します。

≪コンクリート構造物、鋼構造物、付属設備≫

損傷・劣化の有無や程度を詳細に把握するために目視点検やたたき点検を基本とし、必要に応じて各種試験等を行います。5年から10年に1回程度行います。

≪建築物≫

法令に基づく点検を行います。

≪管路一般≫

漏水防止対策は巡視・点検だけでは状態把握ができないため、配水量分析や漏水調査により漏水量を把握する等の漏水防止対策を併用して行います。管路の診断は、日常の維持管理によって得られる情報を基に分析する間接診断と、管体を直接調査して分析する直接診断があり、総合的に判断します。

≪水管橋及び橋梁添架管≫

各部材の異常の有無について点検します。基幹管路や塗装の劣化が進行している水管橋等は2年に1回、それ以外は5年に1回行います。

≪機械・電気設備、ポンプ設備等≫

対象設備のどの部分をどのように点検を行うかという点検項目を決定したうえで、対象設備の設置場所、使用条件、環境等を考慮して点検頻度を決定します。

≪バルブ類≫

使用目的や重要度に応じて点検・整備を行います。

●診断・評価：機能診断の結果として定量化し、評価を行います。

●修繕計画：診断・評価の結果を基にライフサイクルコストの低減を図る目的で修繕計画を策定します。計画期間は5年間とし毎年のローリングを実施します。

●維持管理記録の管理：点検及び診断・評価の結果や修繕等の記録は、水道施設情報管理システムで記録し全課共通のプラットフォームとして一元管理を行います。

【下水道】

1. 計画名称
佐世保市下水道ストックマネジメント計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
【汚水管路】 管路延長約 698km 【雨水渠】 管路延長約 29km 【下水処理場・ポンプ場施設（汚水・雨水）】 下水処理場 4 箇所、汚水ポンプ場 9 箇所、雨水ポンプ場 2 箇所
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
長期的改築シナリオ：100 年間 改築実施計画：令和 6 年～令和 10 年
③対策の優先順位の考え方
管路施設 一度に膨大な延長の点検・調査を行うことは困難であり、腐食等の恐れが高い管路施設から優先的に調査する必要があるため、「発生確率」と「被害規模」をそれぞれランク化したリスクマトリクスを作成してリスク評価を行い、調査の優先順位を設定した。 処理場・ポンプ場 老朽化した重要な施設から優先的に調査する必要があるため、「発生確率」と「被害規模」をそれぞれランク化したリスクマトリクスを作成してリスク評価を行い、調査の優先順位を設定した。
④個別施設の状態等
【状態監視保全】・・・機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象 【時間計画保全】・・・機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象 【事後保全】・・・機能上、特に重要でない施設を対象 上記、3 つに分類し管理している。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
【汚水管路】 （腐食環境下）・・・点検：5 年に 1 回 調査：10 年に 1 回または異常発見時 （一般環境下）塩ビ管以外・・・点検 25～30 年に 1 回 調査：50～60 年に 1 回または異常発見時 塩ビ管・・・点検：50 年に 1 回 調査：100 年に 1 回または異常発見時 【下水処理場・ポンプ場施設（汚水・雨水）】 調査（機械等）：5～7 年に 1 回以上 調査（建物躯体等）：10～20 年に 1 回以上

【漁業集落排水】

1. 計画名称
漁業集落排水処理施設機能保全計画
2. 計画概要
①対象施設（施設名称、施設数、延床面積、延長等）
集落排水施設 汚水処理施設 2 箇所、中継ポンプ場 8 箇所、管路 6,994m、マンホール 409 個 ※野方地区：汚水処理施設 1 箇所、中継ポンプ場 4 箇所、管路 3,323m、マンホール 220 個 ※本飯良地区：汚水処理施設 1 箇所、中継ポンプ場 4 箇所、管路 3,671m、マンホール 189 個
②計画期間（定期点検サイクル等を考慮した期間の設定の考え方を含む）
計画期間については、長期とすると不確定要素による影響が支配的となり、かつ社会的割引率により対策の選択肢の相違による影響が小さくなる。このため、公共事業の多くで 40～60 年の期間を用いていることを踏まえ、計画期間を計画策定時より 50 年間と設定しています。
③対策の優先順位の考え方
施設台帳、建設当時の設計書、事故・故障及び補修履歴の調査と現地調査により各施設の機能診断を行い、劣化要因、劣化の可能性を踏まえ劣化状況が適切に評価できるよう抽出します。調査を基に S-5～S-1 の指標で健全度を評価し、施設状態評価表を作成します。機器の重要度は施設に及ぼす影響度の大小により判定し、その結果を踏まえて優先順位を検討し対策を講じます。
④個別施設の状態等
本市が管理する集落排水処理施設は宇久町の野方地区及び本飯良地区の 2 地区あります。それぞれ野方漁業集落排水処理施設は平成 10 年度から平成 13 年度にかけて整備し、本飯良漁業集落排水処理施設は平成 11 年度から平成 16 年度にかけて整備が完了しています。平成 28 年度に現状に見合った施設の規模縮小を行っていますが、殆どの施設が整備後約 20 年を迎えます。
⑤対策内容と実施時期（点検・診断サイクル、修繕・更新時期、施設総量縮減の方針等）
目標とする耐用年数を 50 年と設定し、それに応じた改修周期、対策方法を設定することで、効率的かつ無駄のない改修に取り組みます。 劣化状況や施設が持つ役割等により優先順位を設定し、費用の年間調整を図りながら、効率的な保全に取り組みます。 施設の維持管理業務、修繕、定期点検等を反映させた計画に順次更新していきます。 今後、人口減少に伴う将来的な施設の継続・個別浄化槽へ移行等について今後も検討していきます。